

口座開設

サービスガイド

株式

NISA

現物取引

信用取引

ETF・ETN

REIT

ツール

投資情報

単元未満株取引ルール

株式の入出庫

配当金

先物・オプション

FXネオ

外為オプション

くりっく365

CFD

外国債券

eワラント

キャンペーン情報

手数料・費用一覧

サービス時間一覧

入出金・振替方法

ご利用環境

取引画面のご案内

取引規程・約款

よくあるご質問



NISA 取引ルール

NISAの特長

取引ルール

取引までの流れ

取引方法

NISA Q&A

NISA固有の取引ルールについて記載しておりますので、各項目をお読みの上、お取引を行ってください。下記に記載のない現物取引に関するルールは現物取引ルールをご覧ください。

- | | | |
|---------------------|------------------|-----------|
| 1. NISA口座の開設手続きについて | 5. 手数料 | 9. 取引チャネル |
| 2. 完全前受制度 | 6. 振替・入出庫 | 10. その他 |
| 3. 取扱銘柄 | 7. 単元未満株式の取扱い | |
| 4. 注文方法 | 8. 配当金受け取り方法について | |

1. NISA口座の開設手続きについて

NISA口座開設のお手続きについては[こちら](#)をご覧ください。

2. 完全前受制度

当社では「完全前受制度」を採用しています。新規買付注文の場合は「NISA買付余力」、「NISA買付可能額(非課税枠)」の範囲内で、売却注文の場合はNISA保有株の範囲内でお受けします。

- 新規買付注文受付時にNISA買付可能額の範囲内であっても、注文変更等のタイミングによって約定金額がその年の非課税枠を超過した場合、超過した約定については課税口座(特定口座または一般口座)での約定として取り扱います。また、その場合の手数料は現物株式の手数料となりますのでご注意ください。

3. 取扱銘柄

東京証券取引所上場銘柄(株式・ETF・REIT・ETNなど)
 ※ 信用・先物オプション、FX等その他の当社取扱商品は、制度上NISA口座の対象外となっております。
 ※ NISA口座での取引・現預みできません。
 ※ NISA口座で保有されている上場株式等は、信用取引の代用有価証券として使用することまでできません。そのため、NISA口座で上場株式等を買付けた場合、受入保証金が買付代金分だけ減少します。

4. 注文方法

注文方法は現物取引の取引ルール「3. 注文方法」に準じます。なお、NISA口座内でのご注文をするには以下の条件を指定していただく必要がございます。

口座	「NISA」をご指定ください。
取引区分	「現物」をご指定ください。
取引数量	注文数量を入力してください。 ※ 注文における約定金額が受渡日においてその年の非課税枠を超える注文は発注できません。 ※ 成行注文の場合は、ストップ高で約定した場合の金額を基に仮計算されます。
有効期限	「当日限り」、「週末まで」、「日付指定」のいずれかを選択してください。 「日付指定」の場合、1ヶ月先の応当日までの日付からご指定ください。 ※ 成行注文の場合は、注文タイプ「通常/逆指値」のいずれにおいても「当日限り」のみ選択可能です。

5. 手数料

NISA口座でのお取引につきましては、売買手数料は無料です。
 ※ 但し、コールセンターからのご注文・単元未満株式の売却注文は除きます。現物取引ルール、単元未満株取引ルールをご確認ください。

6. 振替・入出庫

- すでに保有している上場株式等をNISA口座へ振替えることできません。
- NISA口座から特定口座・一般口座へ振替えることができます。
 ※ NISA口座から特定口座・一般口座へ振替えた場合、当該上場株式等の取得日は振替日、取得価額は振替日の終値となります。
- 振替後、再度NISA口座へ振替えることできません。所定の書面でのお手続きとなりますので、ご希望される場合は、コールセンターまでご連絡ください。
- NISA口座で保有している上場株式等の他社への移管を希望される場合は、一旦当社にて特定口座・一般口座へ振替えた後にお手続きください。

7. 単元未満株式の取扱い

- NISA口座で単元未満株式を売却する場合は、コールセンターでのご注文となります。単元未満株取引ルールをご確認ください。
- NISA口座で単元未満株式を保有している場合、単元株式とするためには、同一の取得年度(受渡日基準)である必要があります。取得年度の異なる単元未満株式を合算して単元株式とすることはできませんので、ご注意ください。

8. 配当金受け取り方法について

- 当社では、NISA口座開設申込時に配当金受け取り方法を「株式数比例配分方式」で登録させていただいております。
 ※ 上場株式等の配当金を非課税で受け取るためには、配当金受け取り方法を「株式数比例配分方式」で登録する必要があります。
- ※ 特定・一般口座で保有されている全ての上場株式の配当金等についても「株式数比例配分方式」が選択されます。
- 複数の証券会社口座をお持ちの場合、他の証券会社での配当金受け取り方法も「株式数比例配分方式」となりますので、ご注意ください。(証券会社ごとに異なる受け取り方法も選択できません。)
- 同様に、当社で「株式数比例配分方式」に登録した後に他の証券会社等で配当金受け取り方法を変更した場合も、当社での受け取り方法が変更されます。
 ※ NISA口座申請中に他の証券会社で配当金受け取り方法を変更した場合、NISA口座開設時の配当金受け取り方法も変更され、NISA口座で買付た上場株式の配当金であっても非課税とはなりませんので、ご注意ください。
- 特別口座(※)が開設されている場合、「株式数比例配分方式」の登録が受付られません。特別口座を開鎖した後、再度「株式数比例配分方式」への変更手続きが完了するまでは、NISA口座で買付けた上場株式の配当金であっても非課税とはなりませんので、ご注意ください。
 ※ 特別口座とは、株券電子化(こともない)保管振替機構に預託されなかった株券の権利を保全するために、発行会社(上場会社)が口座管理機関(信託銀行等)に開設した口座のことです。特別口座では株式の売却ができないため、売却があった際は、当該株式を証券会社の口座へ振替する必要があります。
- 【マイページ】-【登録情報・申請】の「配当金受け取り方法」につきましては、当社以外の証券会社等で変更手続きを行った場合、実際の受け取り方法と表示が異なる場合がございますのでご注意ください。

9. 取引チャネル

PC会員ページ、モバイル君
 ※ iClick株、株roid、スーパーはっちゅう君、レーザーリード、はっちゅう君は照会のみ(随時対応する予定です。)

10. その他

- その年に使用しなかったNISA口座の非課税枠を翌年に繰り越すことできません。
- NISA口座で発生した損失は、他の口座で発生した利益と損益通算できません。NISA口座で発生した利益は非課税となり確定申告が不要です。
- NISA口座で保有する株式でライツ・オファリング(新株予約権無償割当)が実施された場合は、NISA口座で受け入れられます。
- NISA口座の非課税期間は5年間です。非課税期間後は、原則として、特定口座(特定口座未開設の場合は一般口座)に移管します。なお、新しい非課税管理勘定に移管し、NISA口座でさらに5年間保有し続けることも可能です。移管の詳細につきましては、改めてホームページ等によりご通知いたします。
- 当取引ルールに記載の無い事項は、原則として「現物取引ルール」に準ずるものとします。

変更履歴

取引ルールの変更履歴は下記よりご参照ください。

▶ [株式取引ルール 変更履歴](#)

まだGMOクリック証券に口座をお持ちでないお客様

▶ [口座開設](#)

証券取引口座、FX専用口座をお持ちのお客様

▶ [ログイン](#)

[NISAの特長](#) | [取引ルール](#) | [取引までの流れ](#) | [取引方法](#)